

2019新年号

# 長井法人会だより

第37号（通巻38号）発行 平成31年1月31日 公益社団法人長井法人会 広報委員会  
長井市館町北6-27 TEL 0238-88-3960 FAX 0238-88-3823 e-mail info@nagai-ho.jp URL:<http://www.nagai-ho.jp>



## 【写真説明】

白鷹町の北東部にある白鷹町営スキー場は、スキーセンターからゲレンデが一望でき、初級者から上級者まで安心して楽しむことができます。天気の良い日は大朝日岳もきれいに見えます。

夜は21時までナイターを楽しめます。

（写真：説明文 白鷹町観光協会）

# 新年のご挨拶を申し上げます



長井税務署

署長 結城 美枝 氏

2019



公益社団法人長井法人会

会長 大竹 薫

新年おめでとうございます。

公益社団法人長井法人会の皆様方には、平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様方は、様々な社会貢献事業を通じて企業の発展を支援し、地域振興に寄与されており、また、税のオピニオンリーダーとして、講演会や税制改正への提言、青年部・女性部会による租税教室等、様々な取組を行っておられます。これらの活動について敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、まもなく平成30年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。税務署では、本年も引き続き、e-TaxなどICTを利用した自宅等からの申告の環境整備に取り組んでおります。なお、本年1月より、e-Taxの認証手続が簡便化され、マイナンバーカードを利用すれば、e-TaxのIDとパスワードを入力することなくe-Taxで申告できるようになりました。皆様方をはじめ、従業員の方々におかれましては、早めの申告準備と自宅等での作成・提出につきまして宜しくお願い申し上げます。

また、消費税につきましては、本年10月の消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。皆様方には、各種説明会、電話相談センター、国税庁ホームページに掲載されたQ&Aやパンフレットを活用いただき、早目の準備をお願いいたします。

結びにあたり、新たな年が公益社団法人長井法人会のますますの御発展並びに会員の皆様方の御健勝と御繁栄の年となりますよう心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、会員の皆様をはじめ、長井税務署又長井西置賜税務関係団体各位のご指導ご協力を賜り、当会事業が円滑に運営できました事、心より感謝申し上げます。

昨年は、当会に取りまして記念の年となりました。昭和23年に西置賜法人協会を設立、自らが学び正しい納税ができるように志を高く持ち、多くの仲間を集めスタートし、お陰様で今年度創立70周年、公益社団化5周年を迎えることができました。9月13日に開催した記念式典等では、仙台国税局課税第二部阿部次長様をはじめ多くのご来賓の皆様と会員の皆様にご出席を賜り、古に思いを寄せこれからの厳しい時代に何が求められ、法人会としてどう応えていくべきか大いに語りあえた一日となりました。

さらに、青年部会女性部会が中心となり活動しております「租税教育事業」も永年の功績が認められ、租税教育推進校等で「国税庁長官表彰感謝状」を賜りました。改めて関係者の皆様に感謝申し上げます。

さて、本年10月に予定されている消費税10%への引き上げにあたり導入される軽減税率制度に対する企業の事務負担増加の諸問題など、企業を取り巻く環境は依然厳しい環境にあります。

そのような中でも、法人会の基本的指針である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会に貢献する経営者の団体である」を基に様々な事業を積極的に展開して参りたいと存じます。今後共宜しくお願い申し上げます。

結びのあたり、皆様のご繁栄とご健勝を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



創立 70 周年  
公益社団化 5 周年



長井法人会の創立七十周年と公益社団化五周年の記念すべき節目の年を祝う「記念講演会・記念式典・祝賀会」を、平成三十年九月十三日午後四時からタスパークホテルにて挙行しました。

記念式典では、仙台国税局課税第二部次長の阿部克之様をはじめ管内税務関係団体・各首長・県内法人会会長・各関係団体代表の招待者と会員を含め百四名が出席しました。

梅津副会長の開会の挨拶、尾形美紀子氏の国家齊唱（独唱）に続き大竹会長が式辞を述べ、永年勤続役員表彰・感謝状の贈呈が行われ、来賓を代表して四名の皆様より祝辞を頂戴いたしました。高橋副会長の閉会の挨拶で祝賀会へと場を移りました。



(一社) 山形県法人会連合会  
会長 尾原 儀助 様



長井市  
市長 内谷 重治 様



山形県置賜総合支庁  
西置賜地域振興局長 椎名憲次 様



仙台国税局  
課税第二部次長 阿部克之 様



特別功労表彰 24 年  
前監事 深澤勝洋 様



特別功労表彰 30 年  
前会長 平 忠一 様



役員表彰 20 年  
理事 北原 正 様



役員表彰 20 年  
理事 梅津正博 様

記念式典の席上、これまで当会運営につきまして永きにわたりご指導ご協力を賜りました二名の方に「永年勤続特別功労表彰」を、四名の方に「永年勤続功労役員表彰」を贈呈いたしました。

さらに、福利厚生制度の充実推進にご尽力いただきました、大同生命保険株式会社様、AIG損害保険株式会社様、アフラック生命保険会社様に感謝状を贈呈いたしました。



役員表彰 26 年  
理事 丸山芳行 様



役員表彰 26 年  
理事 鈴木正昭 様



# 創立七十周年・公益社団化 五周年記念式典を開催



# 記念講演会



講師 税理士

佐藤 和助 氏



鈴木副会長の開会の挨拶の後、金田税制委員長より講師紹介がありました。講師の佐藤氏は白鷗町出身で、仙台国税局国税調査官を皮切りに、国税庁不服審判所・全国で一番大きい渋谷税務署の署長等を歴任。退官後は東京で税理士として活躍されています。



尾木直樹講演会のPRをする  
平 長井小PTA会長



飯豊町長  
後藤 幸平 様

祝賀会終了後、講師を  
囲み実行委員で記念撮影



# 記念祝賀会



芳賀副会長の開会の挨拶のあと、小国町の銘酒「桜川」の大吟醸を片手に、長井税務署結城署長の乾杯で始まった祝賀会。アトラクションでは、白鷗町「獅伝」による伝統芸能「赤獅子の舞」が披露され、会場は大いに盛り上がりいました。盃を酌み交わし親睦を深め、旧友をあたためました。

中締めは、飯豊町の後藤町長さん。町長就任前は法人会で役員を努めていたとき税制委員として、全法連の税制セミナーに参加されたこと、さらに、青年部会の立上げメンバーとして奮闘されたこと等、当会との関わりを懐かしみ、時に笑いを誘いながら、今後の法人会活動に期待を込めたお言葉で祝賀会を閉めていただきました。

創立 70 周年公益社団化5周年記念社会貢献事業

10月3日

# 尾木直樹講演会開催



ご協力いただきました新品タオルは、各市町福祉協議会に寄贈いたしました！



講演会当日、社会貢献活動の一環として参加者から募った新品タオルの枚数は547枚でした。ご協力誠に有難うございました。

長井市・小国町・白鷗町・小国町の社会福祉協議会に寄贈いたしました。

去る十月三(日)に、公益社団法人青年会議所と共同主催で「子どもも大人も、居心地の良い学校・家庭・地域社会をめざして」と題し尾木直樹講演会が開催されました。長井市教育委員会をはじめ長井市PTA連合会、長井市まちづくり青少年育成市民会議の共催をいただき、協賛として長井商工会議所、西置賜地区PTA連合会、後援として長井市・小国町・白鷗町・飯豊町をはじめ多くの関係団体よりご協力を賜りました。



▲11月13日長井市社会福祉協議会 橋口会長へ

▲11月16日白鷗町社会福祉協議会 竹田会長へ



▲11月21日飯豊町社会福祉協議会 伊藤会長へ

▲12月4日小国町社会福祉協議会 伊藤事務局長へ

尾木先生は、子育て環境の充実に注力する岐阜県可児市の事例で、いじめがほとんどなくなったり、外からの移住者が増えたこと等を紹介されました。また、「先生は優しい方が子どもの脳の海馬が広がり、記憶に良い影響を与える」と科学的視点から教育や子育てに対する提言をされました。「子育てや人間関係のポイントは【共感】、子どもの幸せを保障できる街を皆さんで作り上げてほしい。」と呼びかけられました。参加者（約八百六十名）は笑いの中にも熱心に聴講していました。

# 税に関する表彰式



去る十一月十五日、タスパークホテルを会場に長井税務署が主催した「税に関する表彰式」が執り行われました。

永年納税道義の高揚と正しい税知識の普及や税制改正の円滑な運営に貢献された功績に対し、長井税務署長賞として大竹電気工業株の大竹薰氏（当会会長）が表彰されました。

また、租税教育推進校等の部で長井法人会が「国税庁長官表彰感謝状」を賜りました。青年部会・女性部会が重点事業として永年取り組んできた事業が認められたもので、東北では二つ目の法人会受賞となりました。

さらに、女性部会が行っている「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式も行われ、優秀作品四名に表彰状が授与されました。



受賞者を代表しあれい  
言葉述べる大竹会長



平成30年度 税に関する表彰式 平成30年11月15日 時・タスパークホテル

## 各首長さんへ 平成31年度 税制改正要望書を提出!

長井法人会では、大竹会長を始め各副会長（各支部長）が全国大会（鳥取大会）で取り纏めた平成31年度税制改正に向けた提言書を持参し、各首長に対しその実現に向けて協力を要請する等提言活動を展開、さらに地域活性化のために意見交換をしました。



▲11/16 芳賀副会長 小嶋監事  
梅津副会長 佐藤町長へ



▲11/21 高橋副会長 後藤町長へ



▲12/4 鈴木副会長 仁科町長へ



▲12/13 北原副会長・大竹会長 内谷市長へ

## 平成31年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税政価値を拡充し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

当事前にダイレクト納付利用届出前の提出が必要です。届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をする  
とこんなメリットが！

添付書類の  
提出省略 / 還付が  
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。  
詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス

検索

## 現在の危険水域から脱出するため、国を挙げて税財政改革に取り組め！

法人会は平成31年度税制改正へ望む提言をまとめました。

戦後設立されて以来、法人会は60有余年、毎年、次年度の税制改正で、私たち全国の中小企業の声の実現を求めて税制オピニオン活動を展開しております。

中小企業は地域経済の支え手でもあり、地域雇用の担い手でもあり、日本経済の将来を築く礎でもあるとの認識を共有し、力強く税制の実現に向けて取り組んできております。

法人会は、国・地方合わせた長期債務残高が世界に類を見ないGDPの2倍を超える約1,100兆円に達しております。

こうした我が国財政の惨状をもたらしている主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランスの黒字化目標の達成時期を2020年度から2025年度へと大きく先延ばし、将来を展望するにあたり、一段の憂患を共にしています。

現状のままに、財政健全化への取組みがなされて行かない」と断じました。

社会保障給付費は歳出面

で大きなウェイトを占めており、2025年には団塊世代が後期高齢者入りし、医療と介護の給付費が大きく膨らむ2025年問題が目前に迫っています。

これを前に、「自助」「公

公社・長井法人会  
会長 大竹 薫  
税制委員長 金田 和夫

かなければ、日本の国债の信認が揺らぎ、国债の下落と長期金利の急上昇が生じ、金融資本市場に多大な影響を与えるだけでなく、経済成長や企業活動にも深刻な事態をもたらし、一段と財政悪化のスパイラルへと陥つてしまいかねません。

こうした我が国財政の惨状をもたらしている主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といつた「負担」のアンバランス、いわゆる「中福祉・低負担」という税財政構造にあることを法人会は指摘し、現状の危険水域から脱するために、「中福祉・中負担」へ構造転換し、国を挙げて税財政改革に一刻も早く取り組まなければならぬ」と断じました。

2019年10月から消費税率が10%へと引き上げが予定されており、国民にも強い痛みが伴うものであり、徹底した歳出削減で、「隗より始めよ」の精神に則り、政府・議会・地方自治体が自ら身を削る改革に乗り出せと強く訴えました。

来年度の税制改正で事業承継税制の要望にあたっても、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制を創設するよう求めるとともに、相続税・贈与税の納税猶予ではなく、免除制度に改めよと求めました。

徹底した歳出削減への取組みがなければ、国民の信頼や信認が得られないものとの強い認識を為政者には求めたいものです。

その消費税率引き上げに關してですが、法人会では従来から主張しているよう

助」「共助」の役割と範囲を見直すとともに、負担の公平性の確保から高齢者も負担能力に応じた対応が必要だと法人会は指摘しました。

また併せて、国会的課題である財政健全化に向けては、歳出・歳入の一体的改革が重要であり、とくに歳出については、聖域を設けないことなく分野別の具体的な削減方策と工程表を明示せよと迫りました。

2019年10月から消費

税率10%までは軽減税率制度を見直すことなく单一税率で対応するべきだと主張とともに、軽減税率制度の導入での減収分は定期的な恒久財源を確保するべきだと要望しています。

さらに、中小企業の事業存続のために大きな影を落としている事業承継税制について、法人会は20年以上に亘って要望を続け、これまで数次の改正が行われ、本年度も大きな見直しが行われました。

来年度の税制改正で事業承継税制の要望にあたっても、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制を創設するよう求めるとともに、相続税・贈与税の納税猶予ではなく、免除制度に改めよと求めました。

良識ある姿勢で、愚直に統けている法人会の税制改正提言活動に、多くの眞面目な企業納税者、ご見識の高い国民皆様のご理解とご支援を心から願うものであります。

2023年10月 インボイス制度導入!

# 国税庁 消費税のインボイス制度に 関する通達等が公表に

税理士 小林俊道

## ■平成35年10月からインボイス制度が導入される

国税庁は去る6月に、平

等を公表しました。

成35年10月から導入される、  
消費税のインボイス制度（適  
格請求書等保存方式）に関  
する取扱通達（インボイス  
通達）や、適格請求書発行  
事業者の登録に関する各種  
の申請書様式、適格請求書  
等保存方式に関するQ&A

このうち、インボイス通  
達では、主に適格請求書発  
行事業者の登録制度に関す  
ることや、適格請求書発行  
事業者に対する課税の義  
務、仕入税額の控除に関する  
こと、経過措置などが示  
されることになっています。

## ■消費税の納稅額の計算とインボイス

そもそも消費税は、事業  
者である売り手が、商品等  
の売上げに際して買い手か  
ら消費税を預かり、当該売  
り手が他の事業者から商品  
等を仕入れた際に支払った  
消費税をそこから差し引いて  
(仕入税額控除)求めた

金額を、国庫に納稅するとい  
うものです。

このような“事業者のチエ  
ーン(鎖)”の中で、消費税  
相当額を預かり、もしくは支  
払うことの繰り返しにより、  
それぞれの事業者の段階で、  
商品等の仕入れについても、

た消費税の納稅を国庫にす  
れば、その納稅額の総計は、  
純粹に商品等の最終消費者

が消費税として負担をした  
金額と一致をする（はず）

というのが、間接税として  
の消費税の本質です。

そこで、租税としての消  
費税が成り立つためには、  
それぞれの事業者の段階で、  
正確な納稅額の計算が行な  
われることが重要であり、  
そうした正確な納稅額が計  
算されるような仕組みを、  
制度として導入すること

が肝心です。

この点、現行は「請求書  
等保存方式」が仕入税額控  
除の要件とされているので  
すが、①免税事業者からの  
その写しを保存する義務が

仕入税額控除の対象となっ  
てしまっている（先述の“事  
業者のチエーン”における  
建前が崩れてしまう）こと、  
②これから複数税率制度が  
導入されると、インボイス  
によらずに正確な仕入れ税  
額控除の計算をすることに  
は限界がある、といった問  
題が指摘されました。

インボイス制度は、現行  
の請求書等保存制度の問題  
を解消するほか、我が国で  
まさに始まるうとしている  
複数税率時代に相応しい制  
度として導入されるものと  
いえるでしょう。

## ■仕入税額控除の要件となる適格請求書の記載内容

インボイス制度がはじま  
ると、納稅額の計算に際し  
て仕入税額控除をするため  
には、商品等の仕入れの相  
手方からインボイス（適格  
請求書）の交付を受けて保  
存をしておく必要がありま  
す。

すなわち、インボイス制  
度のもとでは、適格請求書  
の保存が、仕入税額控除の  
要件になります。

また、買い物手が仕入税額  
控除の計算を正確にできる  
ようにするために、売り手  
には適格請求書について、前  
述の記載事項のすべてが一  
つの書類に記載されている  
ことは求めず、二つ以上の  
書類に分かれて記載がされ  
ていても、相互の関連が明  
確で、交付を受ける事業者

この点、現行は「請求書  
等保存方式」が仕入税額控  
除の要件とされているので  
すが、①免税事業者からの  
その写しを保存する義務が

課されます。

が記載事項を適正に認識できる場合は、そうした複数の書類をもつて適格請求書

が発行され、それが保存されているものと取り扱う方針が明らかにされています。

除され、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるときとされています。

さらには、適格請求書の

発行ができないこととされ

ている免税事業者からの課

税仕入れには、経過措置が

設けられていて、一定の期

間にかぎって、仕入税額控除相当額の一定割合を控除できるとされています。

Q & Aでは、こうした例

外措置や経過措置についても事例を設けて紹介をして

います。

ただし、売上税額を積み上げ計算によらなければなりません。

なお、売上税額について積み

上げ計算を選択

できるのは、適

格請求書発行事業者のみとされ

ています。

Q & Aでは、

こうした整理を

したうえで税額

計算の具体例を

掲載しています。

下記サイトに

アクセスし、理

解を育んで置か

れることをお薦めします。

## 【適格請求書の記載事項】

- 1 適格請求書発行事業者の氏名または名称  
および登録番号
- 2 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 3 課税資産の譲渡等に係る資産または役務の内容
- 4 課税資産の譲渡等の税抜価額または税込価額を税率ごとに区分して合計した金額および適用税率
- 5 税率ごとに区分した消費税額等
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

### ■適格請求書に関する例外的な取扱い

売り手における適格請求書の交付義務については例外も置かれていて、不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業などについては、売り側の負担を緩和する措置として、記載事項を簡易化する手側）のそれぞれの義務が免	るものとした適格簡易請求書を交付することができます。また、自動販売機による少額商品の販売など、適格請求書等の取り交わしが困難な一定の取引は、適格請求書の交付（売り手側）と保存（買い手側）のそれぞれの義務が免
---	---

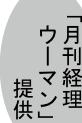
■適格請求書の発行は事前の登録制に

インボイス制度の導入にあたり、売り手側の対応としては、買い手側に適格請求書を適切に交付する体制を整えることが、今後の商取引の成否のうえで重要な点です。この点、適格請求書を交付するには、あらかじめ所轄の税務署長に適格請求書を発行事業者の登録申請書を提出し、その登録を済ませておく必要があります。

申請書は平成33年10月1日から提出することができます。同方式が導入される平成35年10月1日までに登録を受けるための提出期限は、その半年前の平成35年3月31日までに登録を受ける必要があります。

### 税額計算の方法の選択

平成35年10月1日以降の売上税額および仕入税額の計算は、①適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する「積み上げ計算」と、②適用税率ごとの取引総額（税込みの金額）を割り戻して計算する「割



「月刊経理  
Worman」  
提供

国税庁 消費税の仕入の仕入税額控除制度控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A 検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018005-136.pdf>



# 青年部会女性部会が取組んでいる租税教育を紹介します！

## 租税教室開催小学校（開催順）

- |       |        |             |
|-------|--------|-------------|
| ①H30年 | 7月23日  | ◆白鷹町立荒砥小学校  |
| ② //  | 11月20日 | ◆長井市立平野小学校  |
| ③ //  | 12月 5日 | ◆長井市立致芳小学校  |
| ④ //  | 12月 6日 | ◆白鷹町立東根小学校  |
| ⑤ //  | 12月10日 | ◆長井市立長井小学校  |
| ⑥ //  | 12月14日 | ◆飯豊町立第二小学校  |
| ⑦H31年 | 1月15日  | ◆小国町立小国小学校  |
| ⑧ //  | 1月18日  | ◆飯豊町立第一小学校  |
| ⑨ //  | 1月21日  | ◆長井市立西根小学校  |
| ⑩ //  | 1月24日  | ◆長井市立伊佐沢小学校 |
| ⑪ //  | 1月31日  | ◆白鷹町立蚕桑小学校  |
| ⑫ //  | 2月 4日  | ◆飯豊町立添川小学校  |
| ⑬ //  | 2月 4日  | ◆長井市立豊田小学校  |

## 租税教室 今年度は13校で開催！（青年部会）

長井西置賜管内の小学校六年生を対象として開催する租税教室は、一億円のレプリカを実際に持つたり、「税金がもし無くなったら」というビデオを観てクイズに答えたりと体験型の学習を行っています。一億円の登場に、子供達のテンションが上がる様子を見ていると、楽しんで学んでいたたく事が何よりも思います。

子供達から学ぶ事も多く、常に発見と驚きの連続です。今後とも継続事業として、子供達と共に税について学んで参りたいと思います。



## 税に関する絵はがきコンクール 優秀作品でカレンダー作成（女性部会）



今年度で第十一回目を迎えた「税に関する絵はがきコンクール」には、長井西置賜管内の小学校十四校の学校の六年生の皆さんから、三百四十六枚もの応募を戴きました。「長井税務署長賞」「長井法人会会長賞」「長井法人会女性部会長賞」さらに、「全国女性大会に出品するための「女性フォーラム賞」を選考。

今年度は、その他に入選作品二十四点を選考、合計二十八作品による「平成三十一年カレンダーを作成し、教育委員会や小学校等関係機関に配布致しました。ご希望の方は、事務局までご連絡願います。無料で進呈いたします（☎八八一三九六〇）



◆長井税務署長賞  
致芳小学校 高木暖音さん



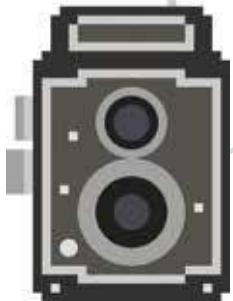
◆長井法人会会長賞  
長井小学校 鈴木みどりさん



▲長井法人会女性部会長賞  
長井小学校 飯澤ちさとさん



女性フォーラム賞  
長井小学校 佐藤  
紗さん



# イベント

# REPORT



▲5/14 部会合同総会記念講演会  
講師 / 愛知学院大学准教授 菅原研州 氏



▲5/17 会社の決算・申告の実務セミナー 講師 / 長井税務署



▲1/17 新春講演会（会議所主催）  
講師 / 早稲田大学公共経営大学院  
教授・片山善博 氏



▲7/19 事業承継セミナー 講師 / 税理士・生沼寛隆氏

## 7/6 山形県内青年部会連絡協議会 会員研修大会「長井大会」タス

- 講話「ポートゲームを通じて見えてくるもの  
・繋ぐもの」  
講師 長井市 洞松寺住職 小野卓也氏
- 研修 みんなでボードゲームを楽しもう！  
○懇親 お膳を囲んで交流を深める。税金クイズ  
山形工房梅津社長講話・けん玉演技披露



▲11/13 支部主催税務セミナー  
講師 / 長井税務署結城署長 伊藤統括国税調査官



▲講師 / 税理士・金田和夫氏



講師 / 小野住職  
長井の部会員が仕切り、ゲームが展開



## 10/8～9 女性部会設立 20 周年記念視察研修

女性部会が設立し、今年度 20 周年を迎えました。10 年ぶりに宿泊研修を実施。那須の各地をマイクロバスで移動。  
日常の忙しさから少し離れ、リフレッシュでき充実した研修でした。無理を言って参加いただいた初代会長の佐藤二三子さん！  
凛としたお姿に元気と勇気をいただきました。



法人会の経営者大型総合保障制度

## 広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまを

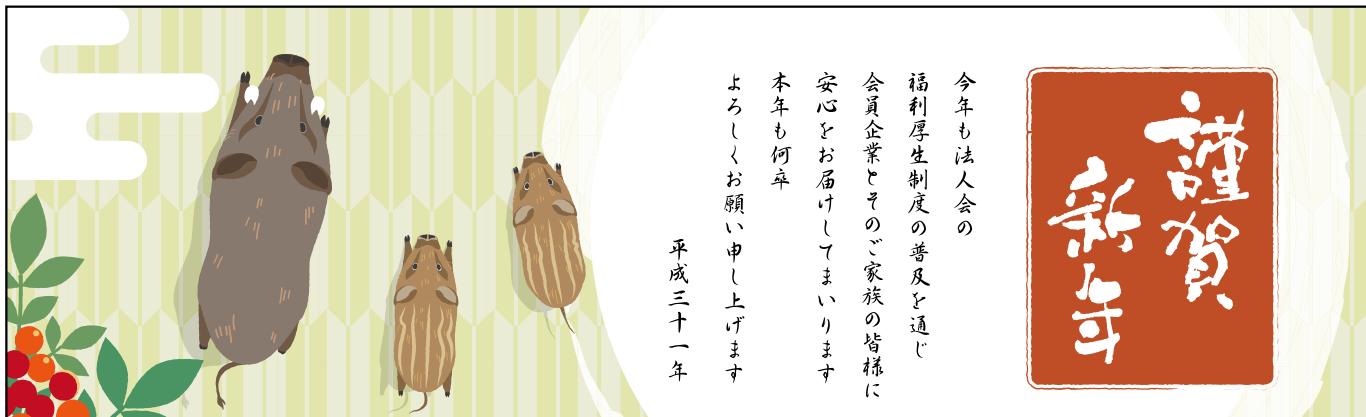
お守りしてまいります。

 **Daido** 大同生命保険株式会社

山形支社 米沢営業所/  
山形県米沢市門東町2-6-17  
TEL 0238-23-2244

 **AIG** AIG損害保険株式会社

米沢支店/  
山形県米沢市金池5-13-3 KR金池ビル  
TEL 0238-23-6321



(引受保険会社) **アフラック** 山形支社

〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1霞城セントラル3F

ダイヤル ☎ 0120-876-505 受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

長井法人会 会員の皆様へ

法人会の団体保険制度：取引信用保険

## 中小企業向け貸倒保証制度 ご加入のおすすめ



貸倒れリスクに備えていますか？

この制度は法人会会員専用の保険制度であり利用することで  
売掛金回収の不安が軽減され安心して取引ができます。

例えば500万円の貸倒損失を取り戻すためには…

売掛金貸倒損失 500万円

利率5%の場合

必要な売上 1億円

大きな  
貯蓄

### 中小企業向け貸倒保証制度のメリット



#### 自動承認限度額プランの新設!!

御社の直近会計年度の売上高をご申告頂くことで、全取引先を保証対象とするプランです。全取引先に同一の自動承認限度額を設定。期中で追加した、お取引先も変更手続きなく自動的に保証対象となります。



#### 与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に引受保険会社の審査が  
加わり、お取引先(債務者)に対する与信管  
理の充実・向上が図れます。



#### 貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により  
保険に転嫁することで、費用を平準化す  
ることが可能となります。



#### キャッシュフローの安定化

貸倒額の一部を保険金として受け  
取ることができるので、貸倒発生時の影  
響を軽減することができます。



#### 対外信用力の向上

売上債権の保全となり、金融機関等(債権  
者)に対する貴社の信用力の向上が期待  
できます。

保険期間 平成30年8月1日～平成31年7月31日

【保険期間開始後も毎月1日を補償開始日として随時申込み(中途加入)ができます。】

毎月15日までに申込みながらに保険料払い込みをいただいた場合<sup>(注)</sup>の保険期間は、翌月1日～平成31年7月31日となります。

(注)保険料の払込猶予に関する特約を付帯した場合を除きます。

ご連絡先  
お問い合わせ先

取扱代理店  
MSK保険センター株式会社 東北支社  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-27 三井住友海上仙台ビル  
TEL 022-716-5570

引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社 山形支店米沢支社  
〒990-0812 米沢市金池2-2-9 INビル  
TEL 0238-22-7645

このご案内は保険の特徴を説明したもので、詳細は法人会の団体保険制度：取引信用保険(中小企業向け貸倒保証制度)  
パンフレットをご覧ください。 B18-100164 使用期限：2019年7月31日